

# 審査請求の手引

窓口配布用資料

(令和3年3月改訂)

---

審査庁事務局：桑名市役所総務部総務課

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

TEL：0594-24-1131 FAX：0594-24-1350

E-mail：[somum@city.kuwana.lg.jp](mailto:somum@city.kuwana.lg.jp)

## I. 審査請求について

### 1 審査請求とは

処分を受けた者が処分をした行政庁（処分庁）に当該処分の取消しを請求するといったように、行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁（審査庁）にその再審査等を求める行為を不服申立てとといいます。

行政不服審査法（以下「法」という。）に基づく不服申立ては、原則として、全ての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為が対象となります。ここにいう「処分」とは、いわゆる行政処分のほか、人の収容や物の留置など、公権力の行使に当たる行政庁の行為も含まれます。

不服申立てに関する手続等は法に定められており、法に基づく不服申立ての原則は「審査請求」です。

審査請求を受理した場合、審査庁で審査を行い、請求に対する裁決を行います。審査庁は、申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合には、処分庁等に対して申請認容処分を命ずる措置が可能になります。

審査請求をしても、処分は裁決で取り消されるまでは有効となりますので、処分の執行を停止したいときは、執行停止の申立てをする必要があります。処分の執行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められるときは、執行が停止されます。

### 2 審査請求の申立先

審査請求書の提出先は、桑名市役所総務部総務課（市役所3階）です。なお、文書で処分がされた場合は、審査請求ができる旨及び審査請求先が記載されていますので、そちらをご確認ください。

### 3 審査請求ができる期間

処分についての審査請求は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内になければなりません。（法第18条第1項）

また、上記「3月以内」であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができません。（法第18条第2項）

### 4 審査請求の流れ

桑名市では審査請求を受理してから裁決までの標準審理期間を6月としておりますが、裁決に至るまでには、文書による反論書の提出や口頭意見陳述及び行政不服審査会開催の日程調整が必要となるため、ご理解とご協力をお願いします。

審査請求に係る事務手続の流れは3頁、4頁の図をご覧ください。

### 5 審査請求書の書き方

審査請求書には、審査請求人の氏名、住所、審査請求に係る処分、処分があったことを知った日、審査請求の趣旨及び理由、審査請求の年月日を記入しなければなりません。（法第19条）

詳しくは「II. 審査請求の記載について」をご覧ください。（審査請求書の見本様式を掲載しております。）

### 6 審査請求と裁判の関係

処分取消しの訴えは、審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することができます。ただし、一部法律に定めのある場合は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができません。

## 7 裁決の種類

認容裁決：処分に違法又は不当が認められ、処分が取消し又は変更される裁決です。

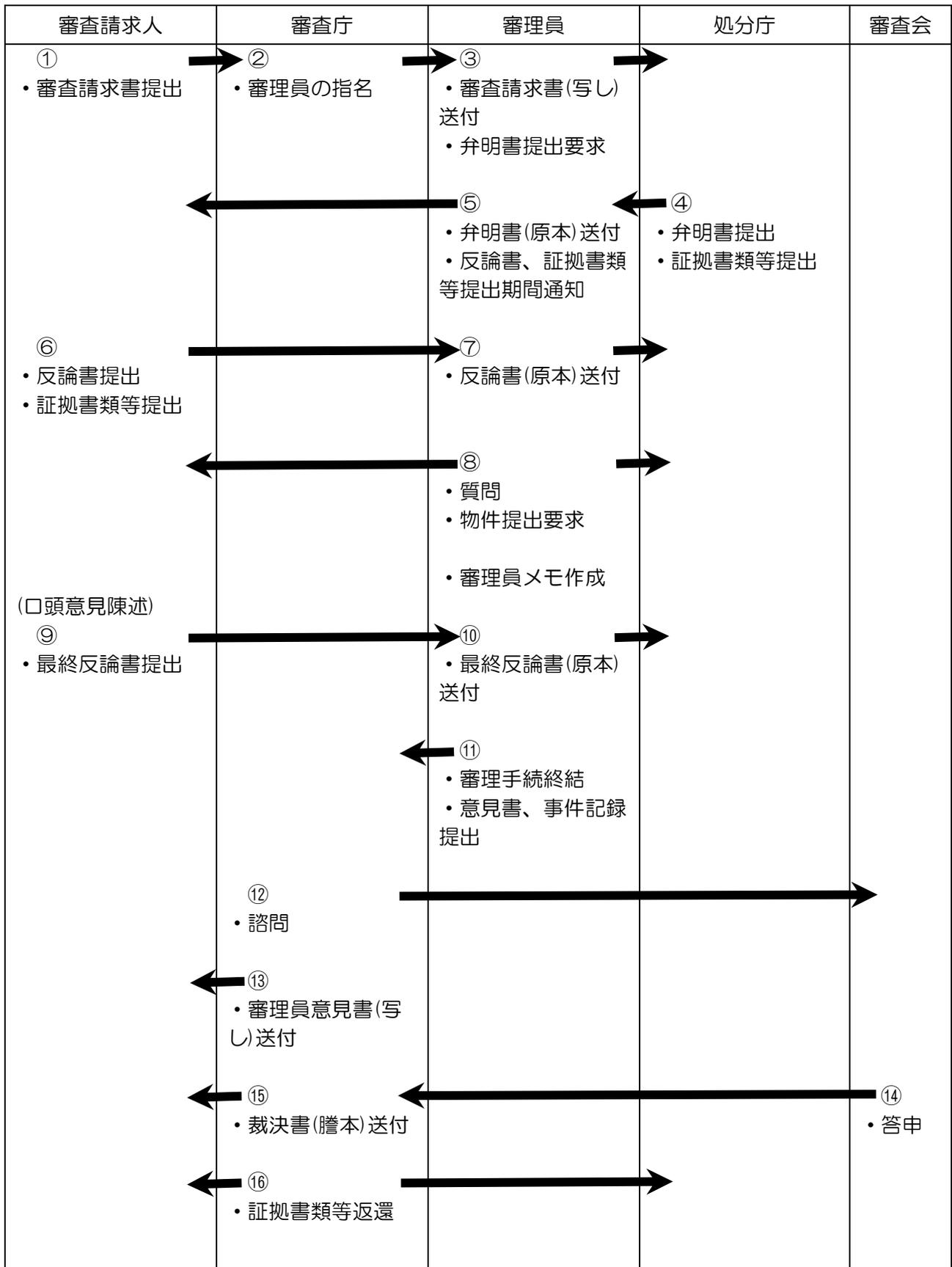
不作為についての審査請求では、不作為庁に対し、申請に対する一定の処分をすべき旨を裁決します。

棄却裁決：処分に違法又は不当が認められず、審査請求を退ける裁決です。

却下裁決：審査請求が法定の期間を経過した場合など不適法であると審査庁が認める場合に、審査請求を退ける裁決です。この場合、審査請求の中身については審査されません。

図1

審査請求の事務処理（イメージ）



標準審理期間（審査請求受理～裁決）

| 事務内容               | 実施機関  | 期間    |
|--------------------|-------|-------|
| 審査請求書の受付           | 審査庁   | 1週間   |
| 適法性審査              |       |       |
| 審査請求書の補正（不備がある場合）  | 審査請求人 | （1カ月） |
| 審理員の指名(注1)         | 審査庁   | 2週間   |
| 弁明書の提出             | 処分庁   |       |
| 意見書・反論書の提出         | 審査請求人 | 1カ月   |
| 口頭意見陳述等（申立てがあった場合） | 審理員   | 1カ月   |
| 争点の整理等             | 審理員   | 1カ月   |
| 意見書の作成             | 審理員   | 1カ月   |
| 行政不服審査会への諮問        | 審査庁   | 1カ月   |
| 行政不服審査会            | 審査会   |       |
| 行政不服審査会の答申         | 審査会   |       |
| 裁決書の作成             | 審査庁   | 2週間   |
| 裁決                 | 審査庁   |       |

※ 上記標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安であり、事情により変動する期間があります。

注1 審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行います。  
桑名市において審理員となるべき者の名簿は以下のとおりです。（法第17条）

審理員となるべき者の名簿

| 処分等の分類 | 審理員となるべき者                 |
|--------|---------------------------|
| 処分全般   | 総務部総務課長にある職員              |
|        | 総務部総務課主幹にある職員             |
|        | 総務部総務課課長補佐にある職員           |
|        | 総務部総務課長の職にあった者で課長等の職にある職員 |
|        | 総務部総務課の職にあった者で課長等の職にある職員  |
|        | 審査庁の長が指名した職員              |

## II. 審査請求書の記載について

### 1 審査請求書の記載事項

審査請求書の様式は特に定めていませんが、審査請求書の見本様式を掲載しておりますので、参考にしてください。審査請求書に記載する必要があるのは、次の事項です。

#### ○処分についての審査請求書の記載事項

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 必ず記載が必要な事項            |   |
| ①                     | 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所  |
| ②                     | 審査請求に係る処分の内容  |
| ③                     | 審査請求に係る処分（再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日  |
| ④                     | 審査請求の趣旨及び理由   |
| ⑤                     | 処分庁の教示の有無及びその内容   |
| ⑥                     | 審査請求の年月日  |
| 一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項 |   |
| ①                     | 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所                       |
| ②                     | 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合において、法第5条第2項第1号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合、その正当な理由 |
| ③                     | 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合、その正当な理由   |

#### ○不作為についての審査請求書の記載事項

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 必ず記載が必要な事項            |   |
| ①                     | 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所  |
| ②                     | 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日   |
| ③                     | 審査請求の年月日  |
| 一定の要件に該当する場合に記載が必要な事項 |   |
| ①                     | 審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所 |

## 【処分に対する審査請求】

### 行政不服審査法による処分に対する審査請求の方法

- 1 審査請求は、審査請求書を提出してください。（法第 19 条）
- 2 法人の場合は、代表者の「資格証明書（登記簿謄本）」を提出してください。
- 3 多数人が共同して審査請求をする場合で、総代を互選した場合は（3 人以内）、「総代互選書」を提出してください。（法第 11 条）
- 4 総代を互選しないときは「送達場所」を明示してください。
- 5 代理人によって請求する場合には、「委任状」を提出してください。（法第 12 条）
- 6 審査請求のできる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して「3 月以内」です。  
なお、上記「3 月以内」であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができません。（法第 18 条）
- 7 審査請求書の記載事項（法第 19 条）
  - (1) 「記載例を参考」にしてください。
    - ※ 参考様式第 1 号の 1：審査請求書及び記載例
    - 参考様式第 2 号：代表者（管理人）資格証明書及び記載例
    - 参考様式第 3 号：総代互選書及び記載例
    - 参考様式第 4 号：委任状及び記載例
    - 参考様式第 5 号：審査請求取下書及び記載例
  - (2) できるだけ、「A 4 版縦、横書き」にしてください。
  - (3) 審査請求書や反論書に添付する書類に凶面等がある場合は、それらも「A 4 版縦、横書き」に整え提出をお願いします。
- 8 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。  
ただし、審査請求の取下げは、書面にて提出してください。（法第 27 条）  
なお、「代理人が取下書を提出する場合」には、審査請求人から別に「取下げについての委任状」が必要です。（法第 12 条）

#### 「事務連絡先」

〒511-8601

桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市役所総務部総務課

TEL 0594-24-1131

FAX 0594-24-1350

E-mail : somum@city.kuwana.lg.jp

## 【不作為に対する審査請求】

### 行政不服審査法による不作為に対する審査請求の方法

- 1 審査請求は、審査請求書を提出してください。（法第 19 条）
- 2 法人の場合は、代表者の「資格証明書（登記簿謄本）」を提出してください。
- 3 多数人が共同して審査請求をする場合で、総代を互選した場合は（3 人以内）、「総代互選書」を提出してください。（法第 11 条）
- 4 総代を互選しないときは「送達場所」を明示してください。
- 5 代理人によって請求する場合には、「委任状」を提出してください。（法第 12 条）
- 6 審査請求のできる期間は、処分についての申請から相当の期間が経過し、不作為が続いている間はいつでも可能です。
- 7 審査請求書の記載事項（法第 19 条）
  - (1) 「記載例を参考」にしてください。
    - ※ 参考様式第 1 号の 2：審査請求書及び記載例
    - 参考様式第 2 号：代表者（管理人）資格証明書及び記載例
    - 参考様式第 3 号：総代互選書及び記載例
    - 参考様式第 4 号：委任状及び記載例
    - 参考様式第 5 号：審査請求取下書及び記載例
  - (2) できるだけ、「A4 版縦、横書き」にしてください。
  - (3) 審査請求書や反論書に添付する書類に凶面等がある場合は、それらも「A4 版縦、横書き」に整え提出をお願いします。
- 8 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができます。  
ただし、審査請求の取下げは、書面にて提出してください。（法第 27 条）  
なお、「代理人が取下書を提出する場合」には、審査請求人から別に「取下げについての委任状」が必要です。（法第 12 条）

#### 「事務連絡先」

〒511-8601

桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市役所総務部総務課

TEL 0594-24-1131

FAX 0594-24-1350

E-mail : somum@city.kuwana.lg.jp

【執行停止申立て】

行政不服審査法による執行停止申立ての方法

- 1 執行停止申立てをする場合は、執行停止申立書を提出してください。（法第25条）
- 2 法人の場合は、代表者の「資格証明書（登記簿謄本）」を提出してください。
- 3 多数人が共同して申立てをする場合で、総代を互選した場合は（3人以内）、「総代互選書」を提出してください。
- 4 総代を互選しないときは「送達場所」を明示してください。
- 5 代理人によって申立てをする場合には、「委任状」を提出してください。
- 6 執行停止申立書の記載事項
  - (1) 「記載例を参考」にしてください。
    - ※ 参考様式第6号：執行停止申立書及び記載例
    - 参考様式第2号：代表者（管理人）資格証明書及び記載例
    - 参考様式第3号：総代互選書及び記載例
    - 参考様式第4号：委任状及び記載例
  - (2) できるだけ、「A4版縦、横書き」にしてください。
  - (3) 執行停止申立書に添付する書類に図面等がある場合は、それらも「A4版縦、横書き」に整え提出をお願いします。

「事務連絡先」

〒511-8601

桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所総務部総務課

TEL 0594-24-1131

FAX 0594-24-1350

E-mail : somum@city.kuwana.lg.jp

(参考様式第1号の1)

審査請求書

年 月 日

(宛先)

審査請求人 住所  
氏名  
(連絡先 )

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 3 審査請求の趣旨
- 4 審査請求の理由
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
- 6 その他として、次の書類を提出します。

(参考様式第1号の2)

審査請求書

年 月 日

(宛先)

審査請求人 住所  
氏名  
(連絡先 )

次のとおり審査請求をします。

- 1 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日  
審査請求人は、 年 月 日、 に対して、 法第 条の規定による  
を求める申請をした。
- 2 審査請求の趣旨  
1 記載の申請について、速やかに許可の処分をするよう求める。
- 3 その他として、次の書類を提出します。

(参考様式第2号)

代表者（管理人）資格証明書

住所  
氏名

上記の者は、別紙の登記事項証明書（規約の抄本）のとおり、  
表者（管理人）であることを証明する。

の代

審査請求人 住所  
名称

(参考様式第3号)

総代互選書

住所  
氏名

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

年 月 日をもって、 が に対して行った、 に関する処分につき、 に対してする審査請求に関する一切の事項

年 月 日

審査請求人

住所  
氏名  
住所  
氏名  
住所  
氏名  
住所  
氏名

以上 名

(参考様式第4号)

## 委任状

私は、  
を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

## 記

年 月 日をもって、  
が私に対して行った、  
に  
関する処分につき、  
に対してする審査請求に関する一切の権限

年 月 日

審査請求人（参加人）





審査請求書

○年○月○日  
(審査請求年月日)

(宛先) (審査庁) ○○ ○○

審査請求人 住所 △県△市△△○○番地  
氏名 ○○ ○○  
(連絡先 XXXX-XX-XXXX(電話番号))

次のとおり審査請求をします。

- 審査請求に係る処分の内容  
(処分庁)の○年○月○日付けの審査請求人に対する  
○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて  
記載することが望ましい)(注1)
- 審査請求に係る処分があったことを知った年月日  
○年○月○日
- 審査請求の趣旨  
「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。
- 審査請求の理由
  - (処分に至る経緯等を記載の上)(処分庁)から1に  
記載する処分を受けた。
  - (処分庁)は、その理由を、……のためとしている。
  - しかしながら、本件処分は……であるから、○○  
法○条の規定に違反しており、違法である。
  - 本件処分により、審査請求人は、(法的権利又は利益)  
を侵害されている。
  - 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本  
審査請求を提起した。
- 処分庁の教示の有無及びその内容  
「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以  
内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、(審査庁)に審査請求をする  
ことができます」との教示があった。
- その他として、次の書類を提出します。(ある場合)
  - 添付書類 ○○ 1通(注2)
  - 証拠書類等 ○○ 1通(注3)

【審査請求人が法人等の場合】

△県△市△△○○番地  
株式会社○○○  
△県△市△△○○番地  
代表取締役 ○○ ○○  
(連絡先 XXXX-XX-XXXX(電話番号))

【審査請求人が総代を互選した場合】

△県△市△△○○番地  
総代 ○○ ○○  
(連絡先 XXXX-XX-XXXX(電話番号))  
△県△市△△○○番地  
○○ ○○  
△県△市△△○○番地  
○○ ○○  
△県△市△△○○番地  
○○ ○○

(以下、全員連記)

【審査請求を代理人がする場合】

△県△市△△○○番地  
○○ ○○  
△県△市△△○○番地  
代理人 ○○ ○○  
(連絡先 XXXX-XX-XXXX(電話番号))

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。  
注2 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。  
注3 審査請求に係る処分の通知書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

(参考様式第1号の2:記載例)

審査請求書

○年○月○日  
(審査請求年月日)

(宛先) (審査庁) ○○ ○○

審査請求人 住所 △県△市△△○○番地  
氏名 ○○ ○○  
(連絡先 XXXX-XX-XXXX(電話番号))

次のとおり審査請求をします。

- 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日  
審査請求人は、○年○月○日、(不作為庁) に対して、○○法第○条の規定による○○○を求め  
る申請をした。
- 審査請求の趣旨  
1 記載の申請について、速やかに許可(許可等の記載は、上記求めの内容に応じて適宜変更する)  
の処分をするよう求める。
- その他として、次の書類を提出します。(ある場合)  
(1) 添付書類(注1) ○○ 1通  
(2) 証拠書類等(注2) ○○ 1通

注1 添付書類としては、例えば、総代や法人の代表者等の資格を証明する書面、委任状等がある。

注2 当該不作為に係る処分についての申請書の写しを添付する場合は、こちらに記載する。

(参考様式第2号：記載例)

代表者（管理人）資格証明書

住所 **△県△市△△〇〇番地**  
氏名 **〇〇 〇〇**

上記の者は、別紙の登記事項証明書（規約の抄本）のとおり、**株式会社〇〇〇（〇〇〇会）**の代表者（管理人）であることを証明する。

審査請求人 住所 **△県△市△△〇〇番地**  
名称 **株式会社〇〇〇**

(参考様式第3号：記載例)

総代互選書

住所 △県△市△△〇〇番地  
氏名 〇〇 〇〇

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が(処分の名宛人)に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)(注1)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の事項

〇年〇月〇日

審査請求人

住所 △県△市△△〇〇番地(注2)  
氏名 〇〇 〇〇 (総代本人も含む)  
住所 △県△市△△〇〇番地  
氏名 〇〇 〇〇  
住所 △県△市△△〇〇番地  
氏名 〇〇 〇〇  
住所 △県△市△△〇〇番地  
氏名 〇〇 〇〇

(以下、全員連記のこと)

以上 〇名

注1 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

注2 審査請求書の提出後に本互選書を提出する場合は、審査請求人の住所等の標記は不要である。

(参考様式第4号：記載例)

## 委任状

私は、**△県△市△△〇〇番地 弁護士〇〇 〇〇** を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

## 記

〇年〇月〇日をもって、(処分庁)が私に対して行った、〇〇に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)につき、(審査庁)に対してする審査請求に関する一切の権限

〇年〇月〇日

△県△市△△〇〇番地  
審査請求人(参加人) 〇〇 〇〇

- 注1 審査請求書又は審査請求参加許可申請書の提出後に本状を提出する場合は、審査請求人又は参加人の住所等の標記は不要である。
- 注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

(参考様式第5号：記載例)

審査請求取下書

○年○月○日

(宛先) (審査庁) ○○ ○○

審査請求人 氏名 ○○ ○○

行政不服審査法第27条の規定により、下記の審査請求を取り下げます。

1 審査請求の件名

○○に関する処分（当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい）についての審査請求

（事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい）注

2 審査請求年月日

○年○月○日

注 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。

(参考様式第6号：記載例)

執行停止申立書

○年○月○日

(宛先) (審査庁) ○○ ○○

審査請求人 住所 △県△市△△○○番地(注1)  
氏名 ○○ ○○

行政不服審査法第25条第2項(第3項)の規定により、下記のとおり執行停止を申し立てます。

記

- 1 審査請求の件名  
○○に関する処分(当該処分の文書番号がある場合は併せて記載することが望ましい)(注2)についての審査請求  
(事件名や事件番号が審査庁から通知されている場合は、これらを記載してもよい)
- 2 審査請求年月日  
○年○月○日
- 3 申立ての理由  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 4 添付書類  
○○○○

注1 審査請求書の提出後に本申立書を提出する場合は、審査請求人の住所等の標記は不要である。  
注2 処分の特定に問題がない場合には、「(処分の決定書等の文書番号)の処分」という記載をすることも差し支えない。